

豚コレラに係る野生イノシシ対策について

1 県内の豚コレラ発生状況

(1) 養豚農場の発生状況 (2019年8月14日現在)

- ・2019年2月に豊田市内で発生以降、計15例
(豊田市2例、田原市6例、瀬戸市4例、西尾市1例、長久手市2例)

(2) 野生イノシシの感染状況 (2019年8月14日現在)

- ・2018年12月に初確認以降、検査793頭中、65頭陽性
(犬山市16頭 春日井市6頭、瀬戸市5頭、豊田市36頭、長久手市2頭)

2 本県の野生イノシシ対策

野生イノシシによる豚コレラウイルスの拡散防止を図るため、環境局と農業水産局が連携して、以下の対策を実施。

なお、県の組織体制強化により、(2)～(6)の対策については、2019年8月以降、農業水産局農政部農業振興課野生イノシシ対策室で原則実施。

(1) 「指定猟法禁止区域」の指定 [環境局]

【目的】 狩猟による豚コレラウイルス拡散の防止

【期間】 2018.11.15～2019.3.15 (狩猟期間)

【区域】 野生イノシシの豚コレラ陽性確認地点から半径10km圏を含む5市1区(犬山市、小牧市、春日井市、名古屋市守山区、瀬戸市、尾張旭市)を段階的に指定

【指定】 鳥獣保護管理法に基づき「銃又はわな」猟法の禁止区域を指定

(2) 豚コレラウイルス検査の実施 [農業水産局]

- ・県内全域でウイルス浸潤状況調査として、死亡及び捕獲イノシシのウイルス検査を実施。

※ 環境局は市町村からの死亡・捕獲イノシシ情報の農業水産局への提供等の協力。検査結果は1(2)のとおり。

(3) 野生イノシシの捕獲強化 [環境局・農業水産局]

- ・本県での養豚農場の豚コレラ発生以降、イノシシの捕獲を強化。
- ・捕獲目標数(2019年度)を1万頭から1万5千頭に上方修正。

【内訳】

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業(環境局): 300頭

〔環境省の「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、捕獲が進んでいない鳥獣保護区等において県による広域捕獲を実施。〕

- ・鳥獣被害防止対策事業(農業水産局): 1,760頭

〔農林水産省の「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」等を活用し、県による広域捕獲を実施。〕

- ・農作物鳥獣被害防止総合対策事業(農業水産局): 12,940頭

〔鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」による捕獲を強化。〕

(4) 渥美半島野生イノシシ捕獲根絶協議会 [環境局・農業水産局]

渥美半島(田原市・豊橋市)における野生イノシシの根絶に向けた取組を地域関係者により推進(2019年4月25日設立)。

※ 本県の20年前の調査では渥美半島において野生イノシシの生息は確認されていないため、根絶を目指すもの。

【構成】 県(環境局、農業水産局、関係事務所)、地元市(田原市、豊橋市)、地元猟友会、地元農協、有識者

【方針】

- ・スローガン: "渥美半島の野生イノシシを根絶し、養豚産地と生態系を守る"

・目標: 渥美半島地区740頭捕獲(田原市380頭、豊橋市360頭)

・方法: 捕獲データの解析、実地調査による生態の監視等を評価・検証し、作業手順を策定しそれを踏まえた取組を実施

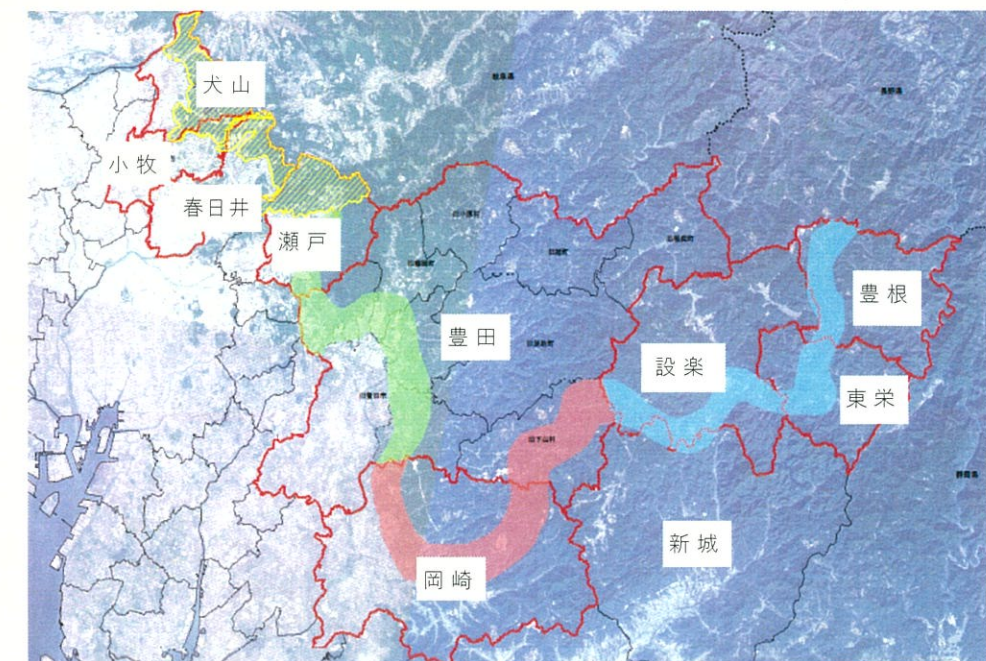
(5) 捕獲の担い手確保 [環境局・農業水産局]

捕獲の担い手の確保及び捕獲技術の向上のため、実践的な講習会等を開催。

(6) 経口ワクチンの散布 [環境局・農業水産局]

【目的】 野生イノシシによる豚コレラウイルス拡散を防止するため、国主導の下、野生イノシシへの経口ワクチンの野外散布を実施

【散布】 地域: 下図のとおり。時期: 年3期(春・夏・冬)×各2回



(凡例)

- 黄色: 犬山市、小牧市、春日井市、瀬戸市(北部)散布対象エリア(7/12～7/14)
- 赤色: 豊田市(下山地区)、岡崎市散布対象エリア(7/25～7/27)
- 緑色: 瀬戸市(南部)、豊田市(旧豊田市地区)散布エリア(8月下旬～9月上旬)
- 青色: 新城市、設楽町、東栄町、豊根村散布エリア(8月下旬～9月上旬)
- 赤線: 市町村境

※ 地図は国土地理院の地理院地図を使用

※ 散布時期は夏期(1回目)